

子ども・子育て支援事業計画に係る量の見込み等について(案)

I 教育・保育

現在の宇城市では、少子化による児童人口の減少という要素と家庭環境の変化などによる子育て支援サービスのニーズ増大という要素の両方が存在する状況であるが、特に保育ニーズ量については、計画期間の前半部分である 27～28 年度頃までは増加傾向にあると見込まれるものの、そこをピークとしてその後は少子化の影響が強くなるために少しずつ減少していくと見込まれる(国は平成 29 年度頃をピークとして見ている)。

1. 1号認定及び2号認定①(幼稚園の希望が強いと推定される者)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
推計事業量 (1号認定)	181人	183人	185人	184人	183人
推計事業量 (2号認定①)	146人	148人	150人	149人	148人
推計事業量計	327人	331人	335人	333人	331人
計画値(①)	327人	331人	335人	333人	331人
確保量(②)	490人	490人	490人	490人	490人
②-①	163人	159人	155人	157人	159人

※推計事業量＝アンケート調査によるニーズ量

■今後の確保方策の方向性

- ・現在の幼稚園定員は 490 人で、平成 26 年 5 月 1 日現在の幼稚園利用者数は 398 人。
- ・推計事業量は、平成 29 年度で 335 人。現状で対応可能。

2. 2号認定②(2号認定のうち①以外)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
推計事業量	1,127人	1,137人	1,154人	1,146人	1,138人
計画値(①)	1,127人	1,137人	1,154人	1,146人	1,138人
確保量(②)	1,072人	1,072人	1,072人	1,072人	1,072人
②-①	▲55人	▲65人	▲82人	▲74人	▲66人

■今後の確保方策の方向性

- ・保育所認可定員総数 1,830 人(1,800 人+新設 30 人)を平成 26 年 5 月 1 日現在の年齢階層別入所児童数(3～5歳児 1,126 人)で按分した受け入れ枠は 1,072 人。

※1,126/1,921 人(平成 26 年 5 月 1 日現在の保育所利用者数)×1,830=1,072

- ・推計事業量は、平成 29 年度で 1,154 人。現在の受入枠との開きは 82 人となる。

3. 3号認定①(0歳児)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
推計事業量	291人	285人	279人	274人	268人
推計補正值	182人	179人	175人	172人	168人
計画値(①)	182人	179人	175人	172人	168人
確保量(②)	135人	135人	135人	135人	135人
②-①	▲47人	▲44人	▲40人	▲37人	▲33人

■今後の確保方策の方向性

・保育所認可定員総数 1,830 人(1,800 人+新設 30 人)を平成 26 年 5 月 1 日現在の年齢階層別入所児童数(0 歳児 142 人)で按分した受け入れ枠は 135 人。

※ $142/1,921$ 人(平成 26 年 5 月 1 日現在の保育所利用者数)×1,830=135

・推計事業量は、平成 29 年度で 279 人。ただし、0 歳児のニーズには、子どもがもう少し大きくなってからのニーズも含まれていることが想定されるため、利用意向率を補正する必要がある。補正にあたっては、国から出された育休等による補正方法(0 歳児保育の量の見込み等について)を採用することとし、それに基づいて再計算すると、平成 29 年度の事業量は推計事業量 279 人×補正係数 37.6%=175 人。現在の受入枠との開きは 40 人となる。

4. 3号認定②(1~2歳児)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
推計事業量	761人	761人	731人	718人	704人
計画値(①)	761人	761人	731人	718人	704人
確保量(②)	622人	622人	622人	622人	622人
②-①	▲139人	▲139人	▲109人	▲96人	▲82人

■今後の確保方策の方向性

・保育所認可定員総数 1,830 人(1,800 人+新設 30 人)を平成 26 年 5 月 1 日現在の年齢階層別入所児童数(1 歳~2 歳児 653 人)で按分した受け入れ枠は 622 人。

※ $653/1,921$ 人(平成 26 年 5 月 1 日現在の保育所利用者数)×1,830=622

・推計事業量は、平成 29 年度で 731 人。現在の受入枠との開きは 109 人となる。

※保育所全体(2号認定・3号認定)として見ると、平成 29 年度の推計事業量(2,060 人)に対して定員総数 1,830 人(1,800 人+新設 30 人)であるので 230 人の不足が見込まれるが、利用定員の設定を現認可定員の 115%程度に設定(新制度では認可定員=利用定員)できれば、ニーズを満たす計算となり、供給不足は発生しない。また、児童館もあり、これらも含め、保育ニーズへの対応を図ることとする。

Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業【法定13事業】

子ども・子育て支援法第59条では、「市町村は、内閣府令で定めるところにより、第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。」となっており、本市でも地域子ども・子育て支援事業(13事業)について、検討・実施していく必要がある。なお、これらの事業量を算出するにあたり、昨年度行ったニーズ調査の次の「家族類型の分類」による希望割合等を勘案して算出している。

【参考】家族類型の分類

- タイプA : ひとり親家庭
- タイプB : フルタイム×フルタイム
- タイプC : フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)
- タイプC' : フルタイム×パートタイム(月下限時間未満+下限時間～120時間の一部)
- タイプD : 専業主婦(夫)
- タイプE : パートタイム×パートタイム(双方が月120時間以上+下限時間～120時間の一部)
- タイプE' : パートタイム×パートタイム(いずれかが月120時間未満+下限時間～120時間の一部)
- タイプF : 無業×無業

※下限時間＝保育の必要性の下限時間(48時間～64時間の間で市町村が定める時間)

1. 延長保育事業(時間外保育事業)

【根拠: 子ども・子育て支援法第59条第2項】

支給認定保護者であって、その支給認定子どもが、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯の以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業

●宇城市における実施事業「延長保育」

公立・私立保育園において実施。11時間の開所時間を超えて保育を行う事業(21施設)。保護者の勤務時間が昼間の開所時間を超えていて、ほかに保育する方がいない児童が対象。「月極め利用」や、急な仕事などで一時的に利用する「一時利用」等がある。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
推計事業量	837人	838人	831人	821人	809人
計画値(①)	837人	838人	831人	821人	809人
確保量(②)	968人	968人	968人	968人	968人
②-①	131人	130人	137人	147人	159人

■今後の確保方策の方向性

・推計事業量は、平成29年度で831人。平成25年度の実利用児童数(968人＝確保量と見込む)を下回っており、現状で対応可能。

2. 放課後児童健全育成事業(Ⅰは低学年、Ⅱは高学年)

【根拠:子ども・子育て支援法第59条第5項】

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業

【児童福祉法第6条の3第2項】

小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

●宇城市における実施事業「放課後児童健全育成事業」

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童等の育成及び指導に資するため、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて健全育成活動を行うことを目的とする。市内15施設(直営2・法人4・保護者会9)にて実施。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
推計事業量 (Ⅰ)	704人	691人	681人	680人	685人
推計事業量 (Ⅱ)	259人	254人	260人	265人	260人
推計事業量 計	963人	945人	941人	945人	945人
計画値(①)	963人	945人	941人	945人	945人
確保量(②)	999人	999人	999人	999人	999人
②-①	36人	54人	58人	54人	54人

■今後の確保方策の方向性

- ・推計事業量は、平成29年度で941人。平成26年4月1日現在の利用者数は680人(低学年:609人、高学年:71人)。
- ・現在の学童保育所の面積(一人当たり1.65㎡必要)に対する定員は999人。現状で対応可能な数字であるが、学童保育所1クラブあたりの適正人数が40人程度とされていることから、必要に応じて増設を図る必要がある。

3. 子育て短期支援事業(ショートステイ)

【根拠:子ども・子育て支援法第 59 条第 6 項】

児童福祉法第 6 条の 3 第 3 項に規定する子育て短期支援事業

【児童福祉法第 6 条の 3 第 3 項】

保護者の疾病その他の理由により家庭において養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業

【児童福祉法施行規則】

※「短期入所生活援助(ショートステイ)」と「夜間養護等事業(トワイライトステイ)」の 2 種類がある。

●宇城市における実施事業「子育て支援短期利用事業」

この事業は、児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的な事由や父子家庭等が仕事の事由等によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合及び母子等が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合等に、児童福祉施設等において一定期間、養育し、及び保護することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
推計事業量	3 人日				
計画値(①)	3 人日				
確保量(②)	3 人日				
②-①	0 人日				

■今後の確保方策の方向性

・推計事業量は各年度 3 人日。25 年度の利用実績もなし。現在の委託先で対応は可能。

4. 地域子育て支援拠点事業(おおむね3歳未満)

【根拠:子ども・子育て支援法第59条第9項】

児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業

【児童福祉法第6条の3第6項】

乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

【児童福祉法施行規則による主な要件】

- ①子育て知識と経験を有するものを2名以上配置すること。
- ②おおむね10組の乳幼児及び保護者が一度に利用することが差し支えない程度の広さを有すること。但し、保育所等の施設の場合を除く。
- ③1日5時間以上、1週間に3日以上開設すること。

●宇城市における実施事業「地域子育て支援拠点事業」

地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。7施設(社会福祉法人5・社協1・市1)にて実施。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
推計事業量	4,174 人日	4,147 人日	4,010 人日	3,934 人日	3,855 人日
推計補正值	1,676 人日	1,665 人日	1,610 人日	1,580 人日	1,548 人日
計画値(①)	1,676 人日	1,665 人日	1,610 人日	1,580 人日	1,548 人日
確保量(②)	14,400 人日				
②-①	12,724 人日	12,735 人日	12,790 人日	12,820 人日	12,852 人日

■今後の確保方策の方向性

・現在、1日あたり最大で205人の受け入れ可能。25年度の月あたり利用実績は1,373人日。確保量については、100人×年間144日(週3日×48週)=14,400人日と見込む。

・就園していない児童が主な利用対象児童と見込み、ニーズ調査による推計値から潜在的な家庭類型のタイプB・Cの利用見込み控除した値は平成29年度で1,610人日(下表参照)。現状で対応可能

地域子育て支援拠点事業(平成29年度)

(単位:人回)

	ニーズ量	補正ニーズ量
タイプA ひとり親	119	119
タイプB フルタイム×フルタイム	1,509	0
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	891	0
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	98	98
タイプD 専業主婦(夫)	1,385	1,385
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	8	8
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	0	0
タイプF 無業×無業	0	0
全体	4,010	1,610

5. 一時預かり事業

【根拠：子ども・子育て支援法第 59 条第 10 項】

児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業

【児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

※特定の乳幼児のみを対象とするものを除く

◆幼稚園における在園児に対する一時預かり

●事業「幼稚園預かり保育推進事業」

保護者の育児負担の軽減と社会参加の機会を確保するため、幼稚園における通常の教育時間外に幼稚園内で、園児を保育する事業(私立幼稚園4園実施)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
推計事業量 (1号認定)	1,335 人日	1,346 人日	1,367 人日	1,358 人日	1,347 人日
計画値 (1号認定)	1,335 人日	1,346 人日	1,367 人日	1,358 人日	1,347 人日
推計事業量 (2号認定①)	40,616 人日	40,957 人日	41,586 人日	41,298 人日	40,983 人日
計画値 (2号認定①)	35,040 人日	35,520 人日	36,000 人日	35,760 人日	35,520 人日
計画値計(①)	36,375 人日	36,866 人日	37,367 人日	37,118 人日	36,867 人日
確保量(②)	15,142 人日				
②－①	▲21,233 人日	▲21,724 人日	▲22,225 人日	▲21,976 人日	▲21,725 人日

■今後の確保方策の方向性

- ・市内の幼稚園の預かり保育の平成 25 年度延べ利用人数は 15,142 人日(一時的:2,625 人日、恒常的:12,517 人日)。平成25年度実績数を確保量として見込む。
- ・計画値は、保育・教育の 1 号認定及び 2 号認定①の児童数と連動させる形で設定。1 号認定の計画値は、推計事業量どおりとするが、2 号認定は 1 人あたり年間 240 日(週 5 日×48 週)と見込む。
- ・平成 29 年度の計画値は、1 号認定で 1,367 人日、2 号認定で 36,000 人日の計 37,367 人日となる。

◆幼稚園以外(保育所)の一時預かり

●宇城市における実施事業「保育所一時預かり」

保護者の育児疲れや急病、断続的・短時間勤務などの理由でお子さんを保育できないときに、保育所で一時的にお子さんを預かる事業。13施設で実施。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
推計事業量	26,241 人日	26,257 人日	26,000 人日	25,655 人日	25,292 人日
推計補正值	5,357 人日	5,353 人日	5,275 人日	5,196 人日	5,116 人日
計画値(①)	5,357 人日	5,353 人日	5,275 人日	5,196 人日	5,116 人日
確保量(②)	16,530 人日				
②-①	11,173 人日	11,177 人日	11,255 人日	11,334 人日	11,414 人日

■今後の確保方策の方向性

- ・現状での受け入れ可能枠は、1日 57 人、年間開所日数 290 日として 16,530 人日。
- ・平成 25 年度の利用実績は 4,030 人日。
- ・保育所を利用していない家庭が主な利用対象者と見込み、ニーズ調査による推計値から潜在的家庭類型のタイプA・B・Cの利用見込み控除した値は平成 29 年度で 5,275 人日(下表参照)。現状で対応可能。

幼稚園以外の一時預かり(平成29年度)

(単位:人回)

	ニーズ量	補正ニーズ量
タイプA ひとり親	1,724	0
タイプB フルタイム×フルタイム	11,753	0
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	7,249	0
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	743	743
タイプD 専業主婦(夫)	4,532	4,532
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	0	0
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	0	0
タイプF 無業×無業	0	0
全体	26,000	5,275

6. 病児保育事業

【根拠：子ども・子育て支援法第 59 条第 11 項】

児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項に規定する病児保育事業

【児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項】

保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であつて、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所その他厚生労働省令で定める施設において、保育を行う事業

●宇城市における実施事業「病児・病後児保育事業」

子どもが病気の回復期に至っていない期間又は回復期にあるため集団保育等が困難な期間において、保護者が就労等の理由により家庭で保育できない時に専用施設で一時的に子どもを預かる事業。2施設にて実施(頌和保育園・豊福保育園)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
推計事業量	4,971 人日	4,976 人日	4,934 人日	4,871 人日	4,804 人日
計画値(①)	1,200 人日				
確保量(②)	1,740 人日				
②-①	540 人日				

■今後の確保方策の方向性

- ・現状での受け入れ可能枠は、1日6人、年間開所日数290日として1,740人日。
- ・平成25年度の利用実績は599人日。利用実績との乖離が大きいため、計画値は25年度利用実績の2倍程度を見込み、1,200人日とする。

7. ファミリーサポートセンター事業(小学生)

【根拠:子ども・子育て支援法第 59 条第 12 項】

児童福祉法第 6 条の 3 第 14 項に規定する子育て援助活動支援事業

【児童福祉法第 6 条の 3 第 14 項】

次に掲げる援助のいずれか又は全てを受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他必要な支援を行う事業

- ①児童を一時的に預かり、必要な保護を行うこと。
- ②児童が円滑に外出することができるよう、その移動を支援すること。

●宇城市における実施事業「ファミリーサポートセンター事業」

乳幼児から小学生までの家庭の保護者と援助を行いたい人との相互活動を支援する会員制事業

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
推計事業量	20 人日	20 人日	19 人日	19 人日	19 人日
計画値(①)	20 人日	20 人日	19 人日	19 人日	19 人日
確保量(②)	300 人日				
②-①	280 人日				

■今後の確保方策の方向性

- ・ここでの推計事業量は、小学生の放課後の預かりに関するもののみで、年間 19 人日。
- ・小学生の放課後の預かり以外の利用を含む平成 25 年度の利用実績は 300 人日。現状で対応可能。

8. 乳幼児家庭全戸訪問事業

【根拠：子ども・子育て支援法第59条第7項】

児童福祉法第6条の3第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業

【児童福祉法第6条の3第4項】

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業

●宇城市における実施事業「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。また、乳児のいる家庭と地域をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。

【平成25年度実績：498人】

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込み量	485人	476人	466人	457人	447人

■今後の確保方策の方向性

・国の手引きではニーズ調査で算出する項目とはなっていない。見込みとして、25年度実績の498人を基に、0歳児の人口推計により算出する。

9. 養育支援訪問事業

【根拠:子ども・子育て支援法第59条第8項】

児童福祉法第6条の3第5項に規定する養育支援訪問事業その他同法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会その他の者による同条第2項に規定する要保護児童等に対する支援に資する事業

【児童福祉法第6条の3第5項】

乳児家庭全戸訪問の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、該当要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業

【児童福祉法施行規則】

要支援児童の支援状況を把握しつつ、関係者との連絡調整を行う者の総括の下に、保育士・看護師その他専門知識・経験を有するものであって、かつ、市町村長が当該事業の適切な実施を図るために行う研修を受講した者をして、要支援児童等の居宅において相談・指導を行う事業

●宇城市における実施事業「養育支援家庭訪問事業」

家庭及び地域における養育機能が低下し、児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、加重的な負担がかかる前の段階において、家庭訪問による支援を実施することにより、当該家庭における安定した養育ができるよう継続的な支援を行う。また、産後にホームヘルパーを派遣し、家事等の援助を行う。

【子育て支援コーディネーターによる養育支援家庭訪問】

平成25年度実績:対象家庭14件(家庭訪問123回、電話訪問207回)

【産後ホームヘルパー派遣】

平成25年度実績:4件(80時間)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込み量	14人	14人	14人	14人	14人

■今後の確保方策の方向性

・国の手引きではニーズ調査で算出する項目とはなっていない。過去の実績から、見込み量を算出する。

10. 妊婦健康診査

【根拠：子ども・子育て支援法第59条第13項】

母子保健法第13条第1項の規定に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業

【母子保健法第13条第1項】

市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

●宇城市における実施事業「妊婦健康診査」

妊婦に対して実施される健康診査に要する費用を助成することにより、妊婦の健康管理及び母子保健の増進を図ることを目的とする。

平成25年度実績：新規母子健康手帳交付数 487人

転入母子健康手帳交付数 69人

妊婦健診受診件数 6,295件

※新規母子健康手帳交付の方には14回分の妊婦受診券を発行している。転入の方には、妊娠週数に応じて必要回数分を発行している。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込み量	556人	556人	556人	556人	556人

■今後の確保方策の方向性

・国の手引きではニーズ調査で算出する項目とはなっていない。過去の実績から、見込み量を算出する。

11. 利用者支援事業【新規】

【根拠：子ども・子育て支援法第59条第1項】

利用者支援事業は、子育て中の親子や妊婦及びその配偶者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業。

通常の育児相談とは異なり、具体的な子ども・子育て支援事業の利用に向けて、専門の職員が情報提供や関係機関との連絡調整などの支援を行います。

■今後の確保方策の方向性

・新規事業のため、事業内容を検討中。教育・保育施設や地域子育て支援事業の動向や財政的なことも勘案して検討していく。

12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

【根拠：子ども・子育て支援法第59条第3項】

幼稚園や保育所の保育料については、国が定める公定価格を基に、各市町村が条例により利用者負担額を設定することとされていますが、施設によっては、実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合があると想定されます。

本事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

本事業は、各施設が特色を持った教育・保育事業を提供しやすいよう、実費徴収部分に係る低所得者の負担軽減策として実施されるものです。

教育・保育事業への給付に関する議論とセットで検討されているものであり、具体的な事業内容は公定価格と合わせて提示される予定です。

■今後の確保方策の方向性

・新規事業のため、財政的なことも勘案して状況に応じて方向性を検討していく。

13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

【根拠：子ども・子育て支援法第59条第4項】

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していくことが必要です。その一方で、新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施する事業。

■今後の確保方策の方向性

・新規事業のため、財政的なことも勘案して状況に応じて方向性を検討していく。